

ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼ かん ～避難行動要支援者名簿に関するQ&A～

とい じょうほうきょうゆう おこな
問 なぜ、このような情報共有のしくみづくりを行うのですか？

ひなんしえん ひつよう かた す きんりん かた し
避難支援が必要な方がどこにお住まいか、近隣の方などが知らないと、いざという時の
しえん ま あ だいきぼ さいがい はっせい ちよくご ぎょうせい じゅうぶんきのう
支援が間に合いません。大規模災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも
かんが ちいき ささ あ おこな
考えられるため、地域で支え合うしくみづくりを行うものです。

とい どうい さいがいはっせいじ かならず たす
問 同意をすれば、災害発生時に必ず助けてくれるのですか？

さいがいはっせいじ ちいきどう ひなん しえん う かのうせい たか しえん かなら
災害発生時に地域等から避難の支援を受けられる可能性が高くなりますが、支援が必ず
なされることを保証するものではありません。また、地域の支援者が法的な責任や義務を
お
負うものでもありません。

とい しせつ にゅうしょ ちょうきにゅういん ばあい めいぼ たいしょうしゃ
問 施設入所や長期入院をしている場合、名簿の対象者とならないのですか？

めいぼ たいしょうしゃ ざいたく かた いちじてき にゅうしょ にゅういん かた ふく
名簿の対象者は在宅の方（一時的に入所、入院している方を含む）としています。
しせつ にゅうしょ ちょうきにゅういん かた しせつ びょういん しえん う
施設への入所や、長期入院をしている方は、施設や病院での支援が受けられるため、
めいぼ たいしょうしゃ
名簿の対象者とはしていません。

とい どうい ばあい じょうほう ちいき ひと ていきょう
問 同意した場合、情報が地域の人すべてに提供されるのですか？

おかやまし ちいきほうさいけいかく さだ ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんしえんとう じっし ひつよう
岡山市地域防災計画に定められた避難支援等関係者にのみ、避難支援等の実施に必要な
げんど めいぼじょうほう ていきょう
限度で、名簿情報を提供します。

とい こじんじょうほう ひろ し ふあん
問 個人情報幅広く知られるのではないかと不安なのですか？

どうい かた めいぼ じょうほう ひなんしえんとう かんけいしゃ ていきょう さい さいがいたいさくきほんほう
同意をされた方の名簿情報を避難支援等関係者に提供する際には、災害対策基本法に
もと しゅひ ぎむ か ばあい ふひつよう めいぼじょうほう きょうゆう りょう
基づき守秘義務が課されています。また、不必要に名簿情報を共有・利用しないなど、
てきせい じょうほうかんり しゅうち
適正な情報管理をしていただくよう周知しています。

とい どうい ばあい じょうほう ていきょう
問 同意をしない場合、情報は提供しないのですか？

へいじょうじ ひなんしえんとうかんけいしゃ じょうほうていきょう どうい ばあい さいがい はっせい
平常時からの避難支援等関係者への情報提供に同意しない場合でも、災害が発生または
はっせい ばあい ひなんしえんとう じっし ひつよう げんど ひなんしえんとう かんけいしゃ
発生するおそれがある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に
めいぼじょうほう ていきょう
名簿情報を提供することがあります。

問 同意書を期限までに返送しない場合、どうなりますか？

避難支援等関係者に名簿情報を提供することはありませんが、同意もしくは同意しないことについて、ご本人の意志がわからないため、毎年、同意書を送付させていただきます。

問 毎年同意をする必要があるのですか？

一度同意された方については、毎年同意をしていただく必要はありません。本人や法定代理人などから同意の取消の申請がない限り、避難支援等関係者へ名簿情報を提供します。ただし、住所など同意書の記載内容に変更があった場合には、危機管理室まで連絡をお願いします。

問 同意書を提出したあと、確認書が届いたのですが？

同意書をご提出いただいた方に対して、同意書の内容に変更が無いかどうかをご確認いただくため、同意されたかどうかに関わらず、毎年、確認書をお送りしています。確認書は内容に変更が無ければ、ご提出いただく必要はありません。

問 同意をしないと、災害発生時に支援を受けられないのですか？

支援を受けられないことはありませんが、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を保有しておくことで、緊急時に対応しやすくなります。

～個別避難計画に関するQ&A～

問 作成した計画書は誰が持つておくのですか？

作成した計画書は、岡山市危機管理室へご提出いただくほか、平時から本人や家族、避難支援者や作成に関与した町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉事業者などのうち、本人が同意した範囲内で共有しておきましょう。

問 計画を作成したら災害発生時に必ず助けてくれるのですか？

個別避難計画は、計画に基づく避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。災害時には避難支援者の不在や被災等により避難支援を行えない可能性があります。

問 避難支援者は責任を問われたり、義務を負うことがありますか？

避難支援者の方にお問い合わせするのは、あくまでもご自身の安全が確保できる範囲での支援です。決して避難支援者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。